

第34回 一橋植樹会 総会

平成19年4月8日（日）

第1号議案 平成18年度事業報告並びに

決算報告承認の件

第2号議案 平成19年度事業計画並びに

予算承認の件

第3号議案 定款の一部改正承認の件

第4号議案 役員改選承認の件

平成 18 年度事業報告

お手許の資料・・・頁をご参考下さい。またお配りしました小冊子第4号の・・・頁に詳細報告を掲載していますのでそれも合わせてご覧頂ければと思います。

会の運営は昨年の総会で申し上げたように、“前任者 田中さんの路線を踏襲する”ことを基本方針にこの一年間活動致しました。

具体的には次の項目にそって活動しました。

- (1) O B, 教職員、学生が三位一体で国立キャンパス緑地基本計画に沿った整備作業の継続。
- (2) 諸先輩が行った記念植樹の整備。
- (3) 学生の諸活動への支援と参画。
- (4) 植樹会寄贈による植樹活動の復活
- (5) 会員組織拡大による財政基盤強化
- (6) 植樹会理事有志で構成する“幹事会”による組織運営。

特記事項を列挙いたしますと、

- 会員総数が2007年12月末現在で600名を越えました。一年前より200名を越える増加です。
- 世界的に著名な環境問題の泰斗で一橋大学名誉博士号を授与された、レスター・ブラウン氏が来学された際、植樹会の活動内容に感銘され入会を快諾されました。名誉な出来事でした。式典に植樹会を招待して下さった大学側に厚くお礼申し上げます。
- 東京海上日動火災（株）が特別会員に入会されました。最初の企業会員です。
- 2003年7月に第一回ボランティア作業を開始してから2007年3月の第37回まで、悪天候による中止なしに連続実施できました。
- 広報活動も充実しました。HPの構成改善、如水会々報への定期掲載記事2種類の継続に加え、一橋新聞/A B O U T - H / H I T - Y O U 等の学生広報誌との連携が実現しました。また大学側のご支援により学内掲示板利用による学生向けPRも開始しました。学生との接点拡大に繋がっています。
- 第7回目の学生との懇談会を開催しましたが今年は趣向を変えて、学生の就職活動並びに卒業後の社会生活に参考になることを願い、10名以上の参加

- Bから体験談、人生観などを語ってもらいました。学生からも好評でした。
- 秋の一橋祭企画のシンポジューム“国立キャンパスに学ぶ都市の環境問題”に植樹会が招待され参画。学生の自然環境への関心の高まりを感じました。
- 数年振りに植樹会寄贈によるサクラ、カンツバキの苗木を植栽しました。
場所は西キャンパス西南の角地です。緑地基本計画に沿った補植です。今後
継続していきたいと思います。
- 平成18年度卒業生有志による記念植樹事業が大学側のご承認のもと実現
しました。植樹会が資金面を始めとする支援を行います。毎年継続的に実行
していく
方針です。

以上で事業報告とさせて頂きます。

平成 19 年度事業計画基本方針

○植樹会の基本的な運営方針は平成 18 年度の事業報告で説明しました 6 項目を着実に実行することだと考えています。

○大学キャンパスの緑地整備は過去約 4 年に亘るボランティア作業並びに大学側が実施された外部業者の作業によって荒治療的なものは相当片着いた感じです。

しかし下草との戦いは終わりの無い仕事として残ります。三位一体の精神のもと地道な努力を続けたいと思います。とくに学生の参加を増やして自然との触れ合いを多くの学生に体験して貰いたいと願っています。そのため学生との接点の多様化、学生の組織化を図るために色々工夫をこらす所存です。

後でご審議頂きますが、新たに 5 名の学生に理事に就任して貰う予定でございます。先任の 2 名の理事を加え 7 名の学生理事が学生の窓口として頑張ってくれることになります。大きな期待をしています。

○ 植樹会寄贈による植栽事業も強化して行きたいと思っています。

○ また植樹会支援による卒業生記念植樹事業も多くの卒業生が参加した形で第 2 回目の植樹が行われるべく努力する方針です。

○ 以上を行うためにも会員数を増やし会の財政基盤強化が必要です。ボランティア作業への参加が無理でも会費支払いのご支援をいただける会員が必要です。会費支払会員総数を 700 名に高めることを目標に掲げたいと思います。そして O B だけでなく、教職員の方々にもより関心を深めていただくべく努力する所存です。

○ 一方組織拡大に伴い増大している“通信運営費”を抑える様事務合理化も検討していきます。

○ 上記を実現するために会の運営組織であります、“幹事会”の組織人事をお手許の資料・・・頁にありますようにする方針です。

以上で事業計画の報告といたします。

平成18年度収支決算書　自平成18年4月1日至平成19年3月31日

(単位:千円)

科 目	予 算	(内訳)	決 算	(内訳)	決算一予算	(内訳)
I. 収入の部						
1. 会費	1,700		2,017		317	
1)団体		200		203		3
2)個人		1,500		1,814		314
2. 如水会支援	1,000		1,000		0	
3. 雑収入	500		1,500		1,000	
1)総会会費		250		280		30
2)募金(カンパ)		150		220		70
3)寄付		100		1,000		900
4. 前期繰越	500		500		0	
収入合計(A)	3,700		5,017		1,317	
II. 支出の部						
1. 学園祭賛助	200		200		0	
2. 学生との懇談会	170		241		71	
3. HPメンテナンス	200		579		379	
4. 広報用印刷物	300		548		248	
一橋新聞広告			110		110	
5. 総会費用	250		295		45	
6. 記念植樹管理費	500		379		-121	
7. 作業道具・備品	360		269		-91	
8. 保険料	80		66		-14	
9. 会議費	400		348		-52	
10. 作業後反省会	400		303		-97	
11. 通信連絡費	359		806		447	
12. 銀行諸掛等			14			
支出合計(B)	3,219		4,158		939	
次期繰越(A) - (B)	481		859		378	

平成19年度収支予算案　自平成19年4月1日至平成20年3月31日

(単位:千円)

科 目	前 期 決 算	(内訳)	今 期 予 算	(内訳)	予 算 一 決 算	(内訳)
I. 収入の部						
1. 会費	2,017		2,450		433	
1)団体		203		250		47
2)個人		1,814		2,200		386
2. 如水会支援	1,000		900		-100	
3. 雑収入	1,500		1,000		-500	
1)総会会費		280		300		20
2)募金(カンパ)		220		150		-70
3)寄付		1,000		550		-450
4. 前期繰越	500		867		367	
収入合計(A)	5,017		5,217		200	
II. 支出の部						
1. 学園祭賛助	200		200		0	
2. 学生との懇談会	241		400		159	
3. HPメンテナンス	579		650		71	
4. 広報用印刷物	548		420		-128	
一橋新聞広告	110		110		0	
5. 総会費用	295		350		55	
6. 記念植樹管理費	379		350		-29	
卒業生植樹支援			50		50	
7. 作業道具・備品	269		283		14	
8. 保険料	66		91		24	
9. 会議費	348		400		52	
10. 作業後反省会	303		364		61	
11. 通信連絡費	806		600		-206	
12. 予備費	14		70		56	
支出合計(B)	4,158		4,337		179	
次期繰越(A) - (B)	859		880		21	

監査報告書

平成 19 年 3 月 19 日

一橋植樹会会長 加納誠三殿

私どもは、一橋植樹会の平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの事業年度における理事の業務執行状況を監査するため、理事から業務の報告を聞くなど必要と認めた手続きを実施した。

また、同事業年度の収支及び財産の状況を検討するため、決算報告書、すなわち収支計算書および関連書類について監査を行った。

監査の結果、理事の業務の執行は適切であり、また、上記決算報告書は収支の状況を正しく表示しております。

一橋植樹会

監事 住田笛雄



監事 小塙埜武寿



第3号議案 定款の一部改正承認の件

当会の定款の一部を以下に記載の「改正案」のとおり改正したいと存じます。

1. 改正の理由

昨年の総会（33回）で一部改正をご承認いただきましたが、席上出された質問、提案は継続検討としました。今回これらを踏まえ、更に当会の実態に即応し、一部改正を行うものです。また、表記の統一、表現方法の修正、簡潔化を計りたいと存じます。詳細は次項2. 改正の内容「改正の理由」欄に記載しております。

2. 改正の内容

改正の内容は、次のとおりです。（下線は改正部分を示します）

現 行 定 款	改 正 案	改 正 の 理 由
<p>第2章 目的および事業</p> <p>第3条 本会は、一橋大学の掲げる方針・計画に沿い、<u>卒業生・教職員・学生三者の交流を通して</u>キャンパスの緑化推進、環境整備・保全に必要な援助を長期継続的に行うこととする。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。</p> <p>1、一橋大学の計画に基づく<u>キャンパス内植樹への支援、記念植樹の整備。</u></p> <p>2、学生が企画し実行する環境改善諸活動への支援</p> <p>3、現場作業への参加。</p> <p>但し、会員以外の<u>如水会員</u>・一橋大学教職員・学生が現場作業に参加することを妨げるものではない。</p>	<p>第2章 目的および事業</p> <p>第3条 本会は、一橋大学の掲げる方針・計画に沿い、キャンパスの緑化推進、環境整備・保全に必要な援助を長期継続的に行うことを目的とする。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。</p> <p>二 一橋大学の計画に基づく<u>卒業生・教職員・学生三者が一体となって</u>行う緑化推進、環境整備保全のための作業活動。</p> <p>二 一橋大学の計画に基づくキャンパス内植樹への支援。</p> <p>三 学生が企画し実行する環境改善諸活動への支援。</p> <p>四 その他目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 前項は会員以外の卒業生・教職員・学生が事業活動に参</p>	<ul style="list-style-type: none">・表現の修正 (第4条で説明)・表記の統一 (項と号の区別、以下同じ)・表現の修正 ・非如水会員 OBの参加

<p><u>また現場作業に参加しようとする者は、安全管理上、 予め事務局に登録しなければならない。</u></p> <p><u>4、その他目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は次の4種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>1、個人会員 <u>如水会</u>の会員・その家族・一橋大学の教職員で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>2、団体会員 <u>如水会</u>の会員で組織している<u>クラス</u>、<u>同期生会</u>、<u>ゼミ</u>および部活動の会、職場の<u>如水会</u>、<u>地方支部</u>等の団体で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>3、特別会員 <u>如水会</u>の会員以外で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>4、学生会員 一橋大学学部、大学院研究科に在籍している者で、本会の目的に賛同して入会した者。 卒業後は個人会員へ<u>自動的に移行する。</u></u> <p>第7条 第3条の目的達成のための援助金および会の運営費用に充当するため、会員は会費を毎年継続的に納める。会費の基準は下記による。入会後の口数変更は事務局に変更届を提出するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th><th>支払</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人会員</td><td>一口 <u>3,000円以上</u></td><td>毎年一回</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	支払	個人会員	一口 <u>3,000円以上</u>	毎年一回	<p><u>加することを妨げるものではない。</u></p> <p>第3章 会員</p> <p>第5条 本会の会員は次の4種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>二 個人会員 <u>卒業生</u>の会員・その家族・一橋大学の教職員で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>二 団体会員 <u>卒業生</u>の会員で組織している<u>クラス会</u>、<u>同期生会</u>、<u>ゼミ</u>および部活動の会、職場の<u>如水会</u>、<u>地方支部</u>等の団体で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>三 特別会員 <u>卒業生</u>の会員以外で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <u>四 学生会員 一橋大学学部、大学院研究科に在籍している者で、本会の目的に賛同して入会した者。</u> <p><u>2 学生会員は卒業後、個人会員へ<u>移行することができる</u>ものとする。</u></p> <p>第7条 第3条の目的達成のための援助金および会の運営費用に充当するため、会員は会費を毎年継続的に納める。会費の基準は下記による。入会後の口数変更は事務局に変更届を提出するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th><th>支払</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人会員</td><td>一口 <u>3,000円</u> <u>一口以上</u></td><td>毎年一回</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	支払	個人会員	一口 <u>3,000円</u> <u>一口以上</u>	毎年一回	<p>(以下同じ) ・細則で謳う ・表記の統一 (以下同じ) ・前記の理由 ・1字追加 ・前記の理由 ・選択肢あり ・表記の修正</p>
区分	金額	支払												
個人会員	一口 <u>3,000円以上</u>	毎年一回												
区分	金額	支払												
個人会員	一口 <u>3,000円</u> <u>一口以上</u>	毎年一回												

<table border="0"> <tr> <td>団体会員</td><td>一口 <u>10,000 円以上</u></td><td>毎年一回</td></tr> <tr> <td>特別会員</td><td><u>免除</u></td><td></td></tr> <tr> <td>学生会員</td><td><u>免除</u></td><td></td></tr> </table>	団体会員	一口 <u>10,000 円以上</u>	毎年一回	特別会員	<u>免除</u>		学生会員	<u>免除</u>		<table border="0"> <tr> <td>団体会員</td><td>一口 <u>10,000 円</u></td><td><u>一口以上</u></td><td>毎年一回</td></tr> <tr> <td>特別会員</td><td>一口 <u>10,000 円</u></td><td><u>一口以上</u></td><td><u>毎年一回</u></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3"><u>又は免除</u></td></tr> <tr> <td>学生会員</td><td colspan="3"><u>免除</u></td></tr> </table>	団体会員	一口 <u>10,000 円</u>	<u>一口以上</u>	毎年一回	特別会員	一口 <u>10,000 円</u>	<u>一口以上</u>	<u>毎年一回</u>		<u>又は免除</u>			学生会員	<u>免除</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・有料会員参加
団体会員	一口 <u>10,000 円以上</u>	毎年一回																									
特別会員	<u>免除</u>																										
学生会員	<u>免除</u>																										
団体会員	一口 <u>10,000 円</u>	<u>一口以上</u>	毎年一回																								
特別会員	一口 <u>10,000 円</u>	<u>一口以上</u>	<u>毎年一回</u>																								
	<u>又は免除</u>																										
学生会員	<u>免除</u>																										
<p>第4章 役員</p> <p>第10条 <u>1、理事および監事は会員総会に於いて会員中より選出する。</u></p> <p><u>2、理事は会長1名、副会長若干名を互選する。</u></p> <p><u>3、会長は理事の中から事務局長1名を指名する。</u></p>	<p>第4章 役員</p> <p>第10条 理事および監事は総会に於いて会員中より選出される。</p> <p><u>2 理事は会長1名、副会長若干名を互選する。</u></p> <p><u>3 会長は理事の中から事務局長1名を指名することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表記の統一 ・表現の修正 																									
<p>第11条 <u>1、理事および監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2、役員に欠員、または増員を生じた場合、補充または増員による役員の任期は、前任者または他の在住者の残存期間とする。</u></p> <p><u>3、役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。</u></p>	<p>第11条 理事および監事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p><u>2 役員に欠員、または増員を生じた場合、補充または増員による役員の任期は、前任者または他の在住者の残存期間とする。</u></p> <p><u>3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、尚その職務を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁量による ・表記の統一 ・実態に即応 																									
<p>第12条 <u>1、会長は、本会を代表し会務を統理する。</u></p> <p><u>2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会長の職務を代行する。</u></p> <p><u>3、事務局長は、会長、副会長の指示に従い、会務を処理する。</u></p>	<p>第12条 会長は、本会を代表し会務を統理する。</p> <p><u>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会長の職務を代行する。</u></p> <p><u>3 事務局長は、会長、副会長の指示に従い、会務を処理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表記の統一 																									
<p>第5章 会議</p>	<p>第5章 会議</p>																										

<p>第15条 会議は、<u>総会および理事会とする。</u></p> <p>第16条 総会は会員をもって構成し、この定款に規定するもののか、次の事項を議決する。</p> <p>1、事業計画の決定および事業報告の承認 2、収支予算の決定および収支決算の承認 3、その他本会の運営に関する重要な事項</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除き出席会員または<u>出席理事の過半数の同意</u>をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第20条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない<u>会員または理事</u>は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表明することができる。この場合、<u>前2条</u>の規定については、出席したものとみなす。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第22条 この定款を<u>変更</u>しようとするときは、総会に於いて、その出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>付則</p> <p>第1条この定款施行についての細則は、理事会および<u>会員総会</u>の議を経て別に定める。</p> <p>第2条この定款は平成<u>18年4月9日</u>から実施する。</p>	<p>第15条 会議は、<u>総会、理事会および幹事会とする。</u></p> <p>第16条 総会は会員をもって構成し、この定款に規定するもののか、次の事項を議決する。</p> <p>一 事業計画の決定および事業報告の承認 二 収支予算の決定および収支決算の承認 三 その他本会の運営に関する重要な事項</p> <p><u>第19条 幹事会は会長の指名する理事によって構成されるものとし、会の日常業務の運営を担う。</u></p> <p>第20条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除き出席会員または<u>出席者の過半数</u>をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表明することができる。この場合、<u>前条</u>の規定については、出席したものとみなす。</p> <p>第7章 定款の改正</p> <p>第23条 この定款を<u>改正</u>しようとするときは、総会に於いて、その出席者の3分の2以上の同意をえなければならない付則</p> <p>第1条この定款施行についての細則は、理事会および<u>総会</u>の議を経て別に定める。</p> <p>第2条この定款は平成<u>19年4月8日</u>から実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 幹事会の新設 • 表記の統一 • 幹事会の業務 • 条数の繰り下げ • 簡素に修正 • 条数の繰り下げ • 簡素に修正 • 簡素に修正 • 表現の統一 • 条数の繰り下げ、表現統一 • 簡素に修正 • 日付修正 <p>以上</p>
--	---	--

一橋植樹会役員（敬称略）

資料6

(平成19年4月8日現在)

会長	加納誠三	(昭37経)	理事	高場恭幸	(昭43経)
顧問	福嶋司	(東京農工大学院教授)	"	田中襄一	(昭45商)
"	田中政彦	(昭35経)	"	樋浦憲次	(昭45経)
副会長	國持重明	(昭35経)	"	岩城悦子	(昭47商)
"	谷和久	(昭37社)	"	高橋治夫	(昭48法)
"	土田将夫	(昭37商)	"	竹澤京介	(平7経)
"	新里英雄	(昭41法)	"	杉山武彦	(昭49博商) (学長)
"	田崎宣義	(昭51博社)	"	坂内徳明	(昭54博社) (副学長)☆
理事	石原一子	(昭27学)	"	寺西重郎	(昭45博経) (名誉教授)
"	山本千里	(昭31商)	"	関啓子	(昭51博社) (社会学研究科教授)
"	河野正次	(昭31商)	"	寺西俊一	(昭55博経) (経済学研究科教授)
"	辻巻孝	(昭34商)	"	筒井泉雄	(商学研究科教授)
"	大泉潤	(昭35商)	"	金田正男	(大学事務局長)
"	白石武夫	(昭35法)	"	緑川健	(大学施設課長)☆
"	藤木隆三	(昭37経)	"	奥野芳明	(大学学生支援課長)☆
"	幡谷勉	(昭39商)	"	兼井博章	(商4年)
"	鈴木徹郎	(昭39社)	"	坂本裕子	(社4年)
"	志田哲朗	(昭39経)	"	沼尻晃輔	(社3年)☆
"	八藤南洋	(昭40経)	"	本間奈菜	(法3年)☆
"	関統造	(昭41社)	"	岩崎真郷	(法3年)☆
"	栗田克彦	(昭41商)	"	小野澤太郎	(商3年)☆
"	樋口文夫	(昭41法)☆	"	澤田有希	(法3年)☆
"	佐藤征男	(昭42経)	監事	住田笛雄	(昭36商)
"	川村忠太郎	(昭42法)	"	小塚埜武寿	(昭41商)
"	高原正靖	(昭42社)☆			

☆…平成19年新任の役員

退任される役員	葦澤嘉雄	尾茂勝俊	中林 豊
	(昭16学後)	(昭41経)	(大学施設課長)

2007年度 一橋植樹会幹事会組織（案）

I 企画総務班 (幹事会企画運営、事業計画、予算／決算、総会、報告会、植樹企画、記念植樹整備、大学との折衝、通信連絡費管理)

幹事： 正) 加納会長、谷副会長 副) 高橋理事

II 組織統括班 (総合企画、会員名簿管理、会費徴収)

幹事： 正) 國持副会長 副) 土田副会長

III 組織OB班 (OB会員／団体会員/特別会員の入会促進)

幹事： 正) 國持副会長 副) 竹澤理事

IV 組織教職員班 (教職員会員の入会促進)

幹事： 正) 藤木理事 副) 大泉理事 (坂内理事)

V 組織学生班 (学生会員の入会促進、学生との懇談会、卒業記念植樹企画、学生の作業参加促進策学園祭への参加企画、学内PR)

幹事： 正) 土田副会長 (坂内理事)
副) 兼井理事 坂本理事、沼尻理事
本間理事、岩崎理事、小野澤理事、澤田理事

VI 広報班 (HPの更新&案内、如水会々報への投稿～“如水ギャラリー”や“植樹会通信”、学内誌との連携、PR小冊子/チラシの作成一橋新聞との連携)

幹事： 正) 佐藤理事、副) 高原理事

VII 作業班 (月次作業の案内、参加者確認、当日の段取り、安全指導、用具／備品の購入／管理、事故対策、打ち上げ会)

幹事： 正) 新里副会長 副) 河野理事、志田理事

一橋大学卒業記念植樹支援要綱

趣旨

「一橋大学国立キャンパス緑地基本計画」（以下「緑地基本計画」という）に基づいて、一橋大学と一橋植樹会が協働して実施する、一橋大学国立キャンパスの緑化推進および環境整備の趣旨に賛同する一橋大学卒業生有志が、一橋大学の承認と一橋植樹会の支援の下で、卒業記念として植樹を毎年継続的に行う。これを一橋大学卒業記念植樹事業（以下「本事業」という）と称し、その円滑な推進のため必要な事項につき、「学生の役割」とそれに関連した「一橋植樹会の役割」を下記のとおりとする。

参加学生の役割

1 拠出金

本事業に参加する学生は拠出金を出損する。拠出金は1口千円とし、1口以上任意とする。

2 代表者の選任

本事業に参加する学生は代表者を選任する。

代表者は、電話番号またはメールアドレス等の連絡先を、一橋大学および一橋植樹会に通知する。連絡先変更の場合も同様とする。

3 代表者の役割

(1) 代表者は、植樹場所、樹種および植樹日を大学と協議決定する。

ただし、決定に当たっては、緑地基本計画の趣旨・精神が尊重されること、また本事業が毎年継続されるという長期的視野に立つこととする。

(2) 代表者は、一橋大学もしくは一橋植樹会のHP、一橋新聞の広告その他により本事業に参加する学生を募集する。

(3) 代表者は、拠出金を集め、全額を一橋植樹会の指定する口座に振り込む。

(4) 代表者は、参加学生名簿を作成し一橋植樹会に提出する。

名簿記載項目は、氏名・学部・所属サークル等とする。

4 記念プレート

記念プレートに関しては、キャンパスの美化の観点から次のように統一する。

材質 金属製プレート

表示 「樹木名」と「平成〇〇年卒業生有志一同」

サイズ 縦30cm 横50cm

設置高 地面から60cm

一橋植樹会の役割

一橋植樹会は、本事業につき資金面・広報面等において、全面的に支援するとともに、必要な助言を行うこととする。

具体的には、

(1) 資金面の援助

拠出金が必要な植樹費用に充たない場合は、一橋植樹会がその差額を負担する。また拠出金が植樹費用を超過する場合は、その差額を一橋植樹会が収受し、記念樹の将来の整備・管理費用に充てる。

(2) 記念樹の整備・管理

一橋植樹会は、一橋大学の協力を得て記念樹の整備・管理を行い、必要な経費は一橋植樹会が負担する。

(3) 広報

一橋植樹会は、学生代表者からの緊密な連絡を受けて、一橋植樹会HPを活用した情宣による支援を行う。

(4) 参加学生名簿

学生から提出された前述の参加学生名簿に基づき、参加学生の氏名・学部を、掲載を希望しない学生を除き、一橋植樹会HPに掲載する。また、代表者の連絡先記録を保管し、必要なときに連絡可能な態勢を整えることとする。

附則

この一橋大学卒業記念植樹支援要綱は、各卒業年次ごとに適用する。